- 1. この規程は光学に関する優秀論文の著作者に対して日本光学会が行う表彰について定める。
- 2. この表彰を「光学論文賞」という。
- 3. 表彰の対象は表彰年度の前年の1年間に発行された学術刊行物に発表された光学に関する原著論文の第1著者とする。
- 4. 受賞候補者は日本光学会会員で、原則として表彰年度の4月1日において満40歳以下の者とする。
- 5. 受賞者は公募に応じた自薦および他薦の候補者から選考する。
- 6. すでに公に顕著な賞を受けた論文の著作者は、同じ論文の著作に関しては原則として 表彰しない。
- 7. 表彰は毎年2件以内とする。
- 8. 表彰は毎年日本光学会年次学術講演会において行う。
- 9. 日本光学会理事会は毎年4月までに受賞候補者募集要項を学会ホームページ等に公表し広く募集する。
- 10. 受賞者の選考は日本光学会会長が委嘱した光学論文賞選考委員会が行う。
- 11. 受賞者が決定したとき光学論文賞選考委員会は選考の経過および結果を日本光学会理事会に報告する。
- 12. 受賞者は「Optical Review」にレビュー論文を投稿する。

附則 この規程は2015年1月1日より施行する。

附則2 2016年度の表彰の対象には2014年9月から2014年12月までに発行された学術刊行物に 発表された光学に関する原著論文の第1著者を含める。

付則3 この改正は2023年7月22日より施行する。